

(第一類 第八号)

第十六回国会衆議院 厚生委員会議録 第

昭和二十八年七月二十七日(月曜日)

午前十一時十二分開議

委員長 小島 徹三君

理事青柳	理事古屋	理事
一郎君	菊男君	中川源
理事	理事堤	朝着
越智	茂君	ツルヨ君
助川	良平君	倉石
寺島隆太郎君	田中	忠雄君
夏堀源三郎君	元君	永田
山下 春江君	良吉君	中野
八木 一男君	四郎君	福田
柳田	昌子君	柳田
秀一君		

出席政府委員 杉山元治郎君
厚生事務官 久下 勝次君
(保険局長)

七月二十五日
委員岡良一君及び中川俊思君辞任につき、その補欠として濱沼稻次郎君及び山村新治郎君が議長の指名で委員に選任された。

委員松永佛骨君、高橋等君、山口六郎次君、長谷川保君、萩元たけ子君及び伊瀬幸太郎君辞任につき、その補欠として永田良吉君、夏堀源三郎君、倉石忠雄君、八木一男君、福田昌子君及び杉山元治郎君が議長の指名で委員に選任された。

七月二十五日

韓国人戦犯者並びに遣家族援護に関する請願（池田清君外二十二名紹介）
(第五四八四号)

健康保険の療養期間延長等に関する請願（樋兼次郎君紹介）(第五五〇六号)

同（岡村利右衛門君紹介）(第五五〇七号)

同（川上貢一君紹介）(第五七五五号)

国民健康保険事業に対する国庫補助増額に関する請願（中村英男君紹介）(第五五〇八号)

生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願（横路節雄君紹介）(第五五〇九条)

國立志布志療養所の病床増設に関する請願（山中貞則君紹介）(第五五一〇号)

國立らい療養所職員の定員増加並びに待遇改善に関する請願（山花秀雄君紹介）(第五七五四号)

國立療養所の給食費増額の請願（永井勝次郎君紹介）(第五七四七号)

戦傷病者に対する終身医療保障に関する請願（山下春江君紹介）(第五七四八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

日雇労働者健康保険法案（内閣提出第六〇号）

○小島委員長 これより会議を開きま
す。

内閣提出の日雇労働者健康保険法案案及び八木一男君外十名提出の日雇労働者健康保険法案の両案を一括して議題とします。両案の審査を進めます。両案の審査につきましては前会において質疑を終了しておりますので、両案を一括してただちに討論に付します。青柳一郎君。
○青柳委員 私は自由党を代表いたしまして、政府提案にかかる日雇労働者健康保険法案に賛成し、社会党両派の提案にかかる同名の法案に反対せんとするものであります。
今回政府におきまして日雇い労働者にも健康保険を適用せんとするこの本案の趣旨につきましては十分これを了承いたすものであります。日雇い労働者のごとき気の毒な方々に対し、せめて短期医療給付について貧乏から守る制度ができますことは、われわれの年來の主張であります。さきの選舉に際しまして、自由党の公約にもこれを明記しておるところであります。しかしながら本案の内容をつぶさに検討いたしましたのに、療養給付の内容がなお貧弱であるという点につきましてはまことに遺憾であります。これに対しましてはまことに、その保険料の引下げあるいは給付の緩和、給付の内容をある程度一般の健康保険並に引上げるべきであるとは存するのであります。しかしながらすでに御存じのように、国民健康保険につきまして、本年の四月より国庫はその医療給付に対して二割の助成を行ふことになつたのであります。この

ことはひいて日本全国における各市町村に国民健康保険が実施せられ、日雇い労働者の諸君は、あるいは保険料の納付なくして、現在の国民健康保険程度の給付が受けられる状態に相なるとも考えられるのであります。われわれはこの際、政府は法案の施行にあたつて、国民健康保険や生活保護制度との間に各種の調整を講ぜられ、同時に一般的な事務を簡素化して、実情に即する運営をはかられたいのであります。この際はしばらく、日雇い労働者を助けるためにこの程度の法律を制定せしめ、その後において国民健康保険並びに生活保護制度との関係を実情に即して勘案し、それによつてなお日雇い労働者に対する制度の進歩、発達、充実を期せんとするものであります。

社会党両派の提案にかかる法案を拝見いたしまするに、非常に広い範囲の被保険者を認め、さらに国庫助成五割を認めたいたしますことは、この際なお相当考慮を要する点があるのであります。ここに私は政府提案にかかる法案に賛成し、社会党両派の提案にかかる法案に反対の意を表する次第であります。

○小島委員長 古屋菊男君。

○古屋(菊)委員 私は改進党を代表して内閣案に賛成し、議員案に反対の意を表するものであります。

現在健康保険法の適用外に置かれておりますところの日雇い労働者及びこれに近い人々は、勤労者としての生活を保障あるいは身分保障という点において

てはまことに不安定な状態にある人々でありまして、従つて社会保険制度といたしまして、わたくし両派社会党提案の日雇労働者健康保険法をはかりなければならぬ階層であるのであります。この観点から最もこれが徹底をはかりまして、今回日雇労働者健康保険法を制定して、これらの人々に対する健康保険制度を新たに設けるということは、まことに適切なる措置と存するのであります。しかしながら原案の内容と見ますと、社会保障制度審議会、社会保険審議会あるいは失業対策審議会等の諸問題機関の答申の内容に照してみましても、隔たるところ遠く、貧弱な感があるのであります。この点におきましては、もちろん保険の内容といたしましては、議員提案に盛られておるような内容が実施せられることが望ましいのですが、国家財政の現状ないし保険財政の運営上から見ましても、あるいは政府における実施準備の現状等から見ましても、現在ただちに議員案を実施いたしますことは必ずしも適当ではないと思ひますので、ともかくも政府が申しますように、将来の内容を改善して行くということを信じまして、政府案に賛成いたしたと思うのであります。但し政府当局に対して将来の改善を強く希望しておくものであります。

五六四

本法案に關しましては、先国会におきましても、わが党は法案提出の趣旨弁明をし、さらに討論をいたし、本国会におきましても、八木一男君より趣旨弁明をいたしましたので、本法案に関するところの内容等にはあえて触れません。しかしながら社会保険立法をいたしましてこの両案を比較いたしましたのに、適用範囲におきましても、あるいは給付の内容におきましても、どちらが真に社会保険立法としてすぐれておるかは、喋々申し上げるまでもなく一目瞭然であります。現に昨年の国會の討論におきまして、自由党並びに改進党から、原則論的には左右両派社会党案がすぐれておるということは率直に認めおられるのであります。これをもつてすべてを言い尽しておるのであって、これ以上あえてわれ／＼は付言いたしませんが、しかし現実の政治が、これを立法化せんとする際に、自由党並びに改進党の皆様方の御同調が得られなかつたことはまことに残念であります。われ／＼の厚生委員会におきましては、常々申しますように、イデオロギーの対立によるところの大きな法律というものは少いのであります。厚生行政そのものが、いわば涙の行政であります。世の中の憲まれざる、下積みになつた不幸な方々に対して、愛の手を差延べるのが厚生行政であり、それを立法するのかこの厚生委員会であるからには、われ／＼はどの法案もできる限り超党派的にまとめ、そうしてこれを立法化したいといふのが、われ／＼両派社会党委員が他の委員会の諸君と異なつた、この委員会に臨む態度であります。従いまして前国会におきましては、われ／＼両派

社会民主党が葬られましたので、今国会におきましては、われくは何としてこの法案を成立せしめたい、それらはこの法案が目立つた路になつておるならば、皆さん間で虚心坦懐にお話し願つて、われくの方から見るならば当然だと思いますが、保守党の皆様から見られて、調子が高いと見られるならば縁を下げましよう。そうして皆さんの御納得の行くところまで調子を下げる参りましょう、あるいはまた予算案の関係で予算措置がむずかしいならば、あえて本年度とは言いませんから、来年度から実施してもらつてもよろしくござりますと言つて、諱處にわれくは改進党並びに分自党に呼びかけたのであります、分自党におきましては快く御賛成いただきまして、むしろ両派社会党とともに改進党との交渉に当つていただいたのであります、改進党が——改進党は御存じの通り非常に複雑多岐な議員構成分子を持つておりますが、本厚生委員会に御出席の委員会のメンバーである改進党の方々はもとより進歩的であり、われわれのこの提唱に対しても御同調願つたのでありますけれども、悲しきかな党議として認められるわけに参りません。しかもその言い分が、現在国民健康保険があるから、それ一本やりで行つたらよからうじゃないかというのも一つの言い分であると思います。私はそれにおいては、まだきておらない。そういうことに持つて行くことにはわれべきだと思つております。しかし現実においては、まだきておらない。

われは賛成いたしますが、現実は現実ではありますから、ことに政府提案の提案理由にも書いてありますこの日雇い労働者の特殊事情にかんがみて、雇い労働者の特殊事情にかんがみて、現状においては単独立法することは私はやむを得ぬと思つております。あるいはまた現在の国保よりも条件のよいものをつくることは将来の国保にマイナスになる、こういうような御意見も開いたのであります。これはいささか私はふに落ちませんが、われくは社会党案を通したいがために、それならば現在の国民健康保険と大体同様の私レベルまで下げてもよろしい、かよろしくに折れたのであります。これまたはなはだ残念な結果になりました。

そこで、こういうような政府の案で参りますると、せつからくの政府の親心がおそらくこの日雇い健保に入らしくて、むしろ生活保護法の、いわゆる乙号患者の方に流れる危険が非常に多いとわれくは思うのであります。せつからくの勤労意欲、さらにはその勤労に基づくところの当然の権利としてのこういうような社会保障制度を確立することが必要であるのに、現在のような防貧賃に対するところの多くの措置が欠けておつて、最後の救食においてのみ汲み取としておる。

さらに現在生活保護法の二百何十億のうちの大半が医療の給付であります。しかも政府原案の三億何がしの予算というものは、従来日雇い労働者が、生活保護法のいわゆる医療給付によつてまかなわれておつたのが四億以上に上つておる。従つてこの予算案といふものは、結局厚生省全体の予算案から言つておれば、生活保護費の方を一

億ほど減らされて、そうして日雇い保の今般政府案が顔を出した、完全に算折衝において一本とられた形であります。われく両派社会党案に近いのであります。もしある際このとき、改進党並びに自党の方においては、厚生当局との予算折衝において一本とられた形であります。われく両派社会党案に近いのであります。もしある際このとき、改進党並びに自党の方においては、厚生当局原案は二十億、むしろわが党案に近いのであります。われく両派社会党案に近いのであります。もしある際このとき、改進党並びに自党の方においては、厚生当局が最初大蔵省に予算を要求をされたその原案と大体似た線のものが出てたんじやなからうか、私はそう思います。かように考えまして、返す返すも残念であります。ただこういう議論があります。そうなれば、それでも現在はないのだから一応こしら見て、それから出発したらどうか、だからそれにお前のところも賛成をしたらどうか、こういう議論もありますが、われくはそういうふうにとりません。少くともプラスから出発するならば、われくもあるいは考え方しましょうが、このように生活保護法のはね返りよりも、予算が少く、そういうようなものは私は社会保険立法としてプラスと見ておりません。マイナスと見ておる。マイナスから出発するならば、私はここで一年延びようが、プラスから出発した方が、はるかに今後のこういうような社会保険制度、その根幹をなすところの社会保険立法の向上にならうものと思います。従いましてわれわれは、ここにおきましてわれく両派社会党の原案が認められるならば、政

府原案には敢然として反対し、こううようなこまかしの日雇い健保、こまかしをもつて、羊頭をもつて狗肉をさらんとするがごときこの政府原案は、われ／＼は反対するのであります。そうして先ほど青柳委員も討論されましたのが、いささか私も他党のことについて論及し過ぎて失礼のきらいもありませんけれども、しかしながら将来厚生省にいたしておりますが、結果におきましてはわれ／＼両派社会党案は破れるでありますよう。しかしながら将来厚生省当局がさらに大藏当局と予算折衝もされ、それが成功のあかつきには、おそらく今私の言つているような大体の修正にまとまると思うであります。この際にはどうかひとつ虚心坦懐に御聽取成願つて、かりに出発が多少遅れることがあっても、私はこの日雇い健保が少なくとも現在生活に困つておる日雇い労働者のほんとうに助けになる、そういうふうな社会立法に早く切りかえられることを切望いたしまして、討論を終りたいと思います。(拍手)

この労働に従事しておる方であります。こういう人たちにこそ最もあたたかい手を伸ばすべきであつて、社会保険がかかる人たちに今日まで手が伸びていなかつたということは、非常な怠慢であります。幸いにこの人たちに対します健康保険が出て参つたことはたいへん幸いであります。幸いに、いろいろと多くの人々が申されます。政府原案を見ますと申し上げてもいいと思うのであります。幸いにこの人たちに対します健康保険が出て参つたことはたいへん幸いであります。幸いに、いろいろと多くの人々が申され述べておりますように、また自由党の方自身も非常に貧弱であると申されておるような状態で、実は最初にこの原案を見ましたときに、いわゆるきくう賛成せられておる方々ですらも、あるいはこれはない方がよいのではないかと言われたくらいであります。そういうような美に貧弱なものであつて、たとえばいわゆる保険の目的にいたしましても、単なる疾病、障害だけに終つておるのであります。私はむしろこういう人たちにこそ、先ほど申し上げたように最もよりよい社会保険を実施すべきであると思う。にもかかわらず単なる疾病と障害だけといふことには、健康保険としてもはなはだ薄いものがいわなければならぬ。やはりこれに伴うところの疾病もあれば、また御承知のように日雇労働者の方には婦人くとも五割に近い人たちはおることを考えております。婦人がその日雇労働者の大部分とは申しませんけれども、少くとも五割に近い人たちはおることをあります。私たちはふに落ちないのであります。なおそのほか日数の問題、あるいは健康保険にあるものであつて、この法案で除外されるということを考えてみても、私たちはふに落ちないのであります。

はそのほかいろいろな給付の問題、そういう点は私どもの法案の趣旨弁明の際にも詳しく申し上げておりますので、私は繰返して申し上げませんが、こういうような実に内容が最も悪い健保である。たとえば他の保険には、いわゆる国民健保のときき二割の国庫負担をようやく可決されたときに、この最も気の毒な人たちの健保に国家がただ事務費だけ出して、いわゆるこの人たちの保険の援助をせないということなども非常な片手落ちと私は申さなければならぬと思うのです。私はそういうような意味合いにおいて、われ／＼は政府原案は不満足で、少くともわれ／＼両派が提出いたしました法案あるいはそれが理想に近いと仰せになるならば、永田委員も申しましたように、これは少々譲歩してもよい、こういう考え方を持つておつたのでありますが、私どもの法案が無視されて政府原案がとられるということありますならば、私どもはこれに対し全面的な反対を唱えざるを得ないと思うのであります。

果、八木一男君外十名提出の日雇労働者健康保険法案は議決不要となりました。次にただいま可決いたしました内閣提出の日雇労働者健康保険法案に附帯決議を付すべきであるとの動議が提出されております。これの趣旨弁明を求めます。山下春江君。

○山下(春)委員 ただいま多數をもつて可決いたしました政府提出の日雇労働者健康保険法案は、本委員会の審議の過程に見ましても全委員において必ずしも満足なものでないということになつております。

そこで私は委員会の空気を強く反映させるために、附帯決議を付したいと思ひます。

附帯決議案を朗読いたします。

政府原案は日雇労働者の保護に必ずしも満足の効果を与えるものとは思われぬから、その実施に当つて政府は、次の事項に充分留意することを要望する。

一、本法案がその所期的目的を達成し得るため、政府は全責任を以て、その運用に遺憾なきよう十分の努力を払うこと。

二、本案の実施に關しては、政府は将来、社会保険制度の体系確立上支障を生ぜざるよう、充分指導することと。

右決議する。

○小島委員長 ただいまの決議についての御発言はございませんか——なければ採決いたします。ただいまの動議の通り附帯決議を付するに賛成の諸君

○小島委員長 起立多数。よつて本案は附帯決議を付することに決しました。

なお両案に関する委員の報告書の作成に関しましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

本日はこれをもつて散会いたします。次会は公報をもつて通知いたします。

午前十一時三十七分散会

〔参考〕

日雇労働者健康保険法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年七月三十一日印刷

昭和二十八年八月一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局